

利根川下流管内における 水面利用に関する資料

目 次

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 利根川下流管内の水面利用の状況 | 1 |
| 2. 利根川下流管内の水面利用ルール | 4 |

令和4年7月

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所

1. 利根川下流管内の水面利用の状況（1）

○水面利用の状況(アンケート結果)

- ・危険航行について、手賀沼でのウェイクボードの危険航行が確認されたが、利根川下流事務所管内では未確認であった。

(他河川の危険航行事例)



涸沼川での危険航行の事例紹介(出典:FNNプライムオンライン)



猪苗代湖での危険航行の事例紹介
(出典:福島テレビ(上)、読売新聞オンライン(下))

1. 利根川下流管内の水面利用の状況（2）

○水面利用の状況(アンケート結果)

・利根川下流事務所管内での水面利用による地域活性化の取り組みとして、銚子市で台船からの花火の打ち上げを、取手市にて市内を結ぶ渡船の運航を実施している。



銚子みなとまつり花火大会
規模6万7000人
令和元年8月3日撮影



銚子市 台船からの花火の打上(出典:銚子市役所提供に一部加筆)

取手ふれあい桟橋発	取手緑地運動公園 駐車場前発	小堀発
9:35	9:20	9:00
10:35	10:20	10:00
11:35	11:20	11:00
13:35	13:20	13:00
14:35	14:20	14:00
15:35	15:20	15:00
16:35	16:20	16:00

お客様の声 (口コミ)

- ・凄く気持ちよくて最高でした。次はサンセットが見たいなと思います。(20代女性)
- ・小学生の子供と二人で乗りました。自転車ごと乗れて対岸でもバイクリングができてとても良かったです。(30代女性)
- ・船の色合いが利根川に映えて綺麗にキレイでした。(60代男性)
- ・歴史ある渡し船に乗って楽しかったです。(80代男性)

- 乗船箇所: 3ヶ所 (小堀船着場・取手緑地運動公園駐車場前 (船着場・取手ふれあい桟橋))
- 所要時間: 往復 約50分のちょこっとクルーズ
- 運休日: 毎週水曜日・12月29日～1月3日 (天候により臨時運休する場合があります)
- 乗船人員: 12名 (自転車・原動機付自転車(60cc以下)は1人1台まで無料)
- ペット: ケージに入れば乗船可能
- 料金: 往復 400円 / 1運航経路につき200円。ただし、次の①②③に該当する方は無料、④に該当する方は半額となります。
 - ①取手市小堀地区に居住している方
 - ②乗船に介護が必要な障がいがある方
 - ③小学校就学前の乳幼児 ④小学生

小堀の渡しミニツアー開催中!!

実施期間 通年 毎週月曜・火曜・木曜・金曜
一週間前までにお申し込みください。(運休日を除く)

募集人員 3～6名のグループ単位

参加費 1人 400円 (乗船料)

集合場所 取手緑地運動公園駐車場前船着場 (所要時間約2時間)

開催時間 【午前の部】9時10分集合 【午後の部】13時10分集合

行程

- ①取手緑地運動公園駐車場前船着場から乗船
- ②小堀船着場で下船
- ③ガイドのせと小堀地区の散策
- ④小堀船着場から乗船
- ⑤取手緑地運動公園駐車場前船着場で下船後、解散

「渡し由美」の説明や古利根川の河岸跡周辺をご案内します。
約2時間のツアーを、申し込む時期により調整します。

取手市ホームページ「小堀の渡し」
QRコード

お問い合わせ先 取手市役所 水とみどりの課 Tel. 0297-74-2141 (代) 令和3年7月作成

取手市 小堀の渡し(出典:取手市HP)

1. 利根川下流管内の水面利用の状況（3）

○水面利用に関する消防関係者の意見(アンケート結果)

- ・水難事故が頻発する、もしくは、水難事故の発生の危険性が高い箇所として、利根川河口堰での航行が挙げられた。
- ・救助・救急活動を行う観点からからの意見・要望として、救助ボート入艇箇所の整備や維持管理、航行に注意が必要な箇所の情報提供等が把握された。

水難事故が頻発する、もしくは、水難事故の発生の危険性が高い箇所(抜粋)

分類	組織名	水難事故頻発・危険箇所	水難事故の内容
航行危険箇所	香取広域市町村圏事務組合消防本部	利根川河口堰	利根川河口堰水門付近で誤って通行して船舶が破損し水難事故に至る。

救助活動、及び救急活動を行う観点から意見や要望(抜粋)

分類	組織名	意見・要望(概要)
救助ボート入艇箇所の整備・維持管理	印西地区消防組合	事故頻発地点での救助の際、未整備箇所から入艇するため危険である。ボート入艇箇所の整備を要望する。
	栄町消防本部	迅速な救助活動を行うため、救助ボート入艇用斜路の定期的な掘削及び漂着物の撤去作業を要望します。増水後に堆積した汚泥の除去作業を要望します。
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	水の駅さわらにスロープが設けられているが、小見川出張所付近にもスロープが必要である。
	銚子市消防本部	非常時の進入路の確保やボートを利根川へ降ろせる施設などを一定区間に設ける事が望まれます。
航行時の注意箇所の情報提供	取手市消防本部	救助活動の際に航行に注意が必要な箇所について教えてほしい。
	柏市消防局	救助艇の座礁リスクが高い地点について、目印等、目視で危険地点が確認できると好ましい。
その他	稲敷広域消防本部	今後アウトドア需要が高まる中で大きな事故が発生しないことを願っています。
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	自損行為目的で橋の欄干から入水するため、欄干を乗り越えることが困難な形状として頂きたい。

2. 利根川下流管内の水面利用ルール（1）

○他河川の水面利用に関するルール(事例紹介)

・現状では、利根川下流管内で危険航行等は確認されていないが、今後、水面利用を活用した地域活性化を進めていくうえで、水面利用に関する啓発活動やガイドラインの作成が必要となる。

河川特有の通航方法とは？

「右側通航のルール」や「衝突をさけるための動作ルール」などの海上衝突予防法に基づく通航方法の他に、以下のような河川特有の通航方法を新たに定め、より安全で秩序ある水面利用を図っていきます。

河川特有の通航方法とは？

「右側通航のルール」や「衝突をさけるための動作ルール」などの海上衝突予防法に基づく通航方法の他に、以下のような河川特有の通航方法を新たに定め、より安全で秩序ある水面利用を図っていきます。

河川特有の通航方法

河川特有の通航方法は、河川特有の地形や水文条件に基づき、海上衝突予防法とは異なる場合があります。

右側通航のルール

河川特有の通航方法として、右側通航のルールを新たに定め、より安全で秩序ある水面利用を図っていきます。

衝突をさけるための動作ルール

河川特有の通航方法として、衝突をさけるための動作ルールを新たに定め、より安全で秩序ある水面利用を図っていきます。

河川特有の通航方法

河川特有の通航方法は、河川特有の地形や水文条件に基づき、海上衝突予防法とは異なる場合があります。

水面利用ルールの適用区間 市川大橋(上り線)～行徳可動堰



水面利用ルール

- 船舶は、海上交通法規（海上衝突予防法、港則法）や船舶免許・船体に関する法規を守って通航すること。また、千葉県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に違反しないこと。
- 漁船、遊漁船、プレジャーボート等（以下「動力船」という）は、適用区間内においては、速力を減じて航行すること。
- 動力船は、河川中央部の事前に決められた通行路（パイにより区域を明示）を通航すること。
- 動力船は、手こぎボート、カヌー等（以下「非動力船」という）、漁業及び工事に従事している船舶を認めた場合は、速力を減じる等十分注意して航行すること。
- 非動力船は、動力船が通航するとして決められた航路内には、停泊しないこと。
- 船舶等は、所定の係留場所へ安全に係留して置くこと。河川内での無許可による船舶係留施設の設置は、禁止する。

区分	Classification	表示方法	内容	利用の例	Examples of use	ボート(船舶)の利用者の方へ
水面	Surface of water	船隻航行ゾーン	パイにより表示された航行するゾーン	船隻の航行、ボートの遊覧など	Channeling of ships, rowing of boats, etc.	ボート(船舶)の航行、遊覧が出来ます
水際	Water-side	係留ゾーン	良好な係留環境、水質改善を促すゾーン	バーベキューやキャンプ、観覧など	Good mooring environment, improvement of water quality, etc.	ボート(船舶)の乗り入れ、係留はできません
		自然保護ゾーン	自然環境を維持し、汽船での通航が可能なゾーン	上記に加え、釣り、釣獲など	Maintaining natural environment, steamship navigation, etc.	ボート(船舶)の係留はできません
暫定係留ゾーン	Temporary mooring zone	河川の状況に応じて臨時に設置する係留施設	河川の状況に応じて臨時に設置する係留施設	河川の状況に応じて臨時に設置する係留施設	河川の状況に応じて臨時に設置する係留施設	河川の状況に応じて臨時に設置する係留施設

2. 利根川下流管内の水面利用ルール（2）

○他河川の水面利用に関するルール(事例紹介)

小貝川下流域 水面利用ルール&マナー 要約版

小貝川下流域水面利用ルール&マナーの適用区間

小貝川下流域水面利用ルール&マナーの適用区域

岡堰

堰のゲート付近は利用しない。(水面通航を含む)

福岡堰

堰のゲート付近は利用しない。(水面通航を含む)

導水路内の水面通航は行わない。

○事故に関すること

救急救命 119番

警察 110番

○パイの設置やイベントの開催など 河川の利用に関すること

(J R 常磐線橋梁～伊奈橋)
国土交通省 藤代出張所
0297-83-5126

(伊奈橋～愛国橋)
国土交通省 水海道出張所
0297-22-0245

○油の流出に関すること

鬼怒川・小貝川通報連絡センター
下館河川事務所 管理課
0296-25-2169

小貝川下流域 水面利用等協議会
事務局
0296-25-2151

水面利用ルール&マナー 要約版 R元.7.1

一トの小型船舶を利用する皆さんへ

(5) 水面へ昇降するスロープ付近では徐行。
(水上オートバイは時速8km以下)

(6) 非動力船及び釣りの付近では最徐行。
(水上オートバイはアイドリングスピード = 時速5km以下)

飛行機 (暴風・見せびらかさない)

(7) 作業船や作業の付属設備には近づかない。
やむを得ない場合は、徐行して通航。

(8) 離岸・接岸する非動力船には近づかない。
また、非動力船の前面を横切ったり、左右に近づかない。

縦の禁止 (安全条例)

(9) 水上オートバイは夜間(日の入りから日の出まで)や早朝の通航は行わない。

(10) エンジンやマフラーなどを改造した水上オートバイやモーターボートは使用しない。

トは人家近くでエンジンの空ぶかしをしない。
により騒音を出さない。

トは (水面通航を含む) 福岡堰の導水路内も通航しない。
ない。(水面通航を含む)

トり合って利用し、立入禁止帯などで独占的な利用をしない。

トの形状変更を行わない。

ト斜面を登り降りしない。

ト車などの迷惑駐車はしない。

(18) 大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

(19) 水上での給油、油缶の放置は絶対しない。

(20) ゴミや、不要な釣り糸、釣り針、餌などは持ち帰る。

(21) 直火禁止。また、バーベキュー道具・食器類を川の水で洗わない。

(22) 船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

小貝川下流域水面利用等協議会 事務局 0296-25-2151



出典:小貝川下流域 水面利用ルール&マナー(要約版)

2. 利根川下流管内の水面利用ルール（3）

○他河川の水面利用に関するルール(事例紹介)

夷隅川下流 水域利用ルール

夷隅川は、自然に恵まれ、漁業やレジャーに多様な利用が行われています。これに伴い、船舶の通航におけるトラブルやモラルのない河川敷の利用等により、周辺住民や河川環境へ影響を与え、問題も生じています。そこで、夷隅川の安全で秩序ある快適な水面利用と河川敷利用を図るため、「水域利用ルール」を策定しました。利用者は、他の利用者や地域住民及び河川環境を思いやり、ルールを守って行動しましょう。

平成25年4月 夷隅川水域利用調整会議

千葉県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に違反しないこと。
船舶は、海上交通法規（海上衝突予防法、船舶職員及び小型船舶操縦者法）や船舶免許・船体に関する法規を守って通航すること。

レジャーボート、水上バイク等利用の皆さんへ

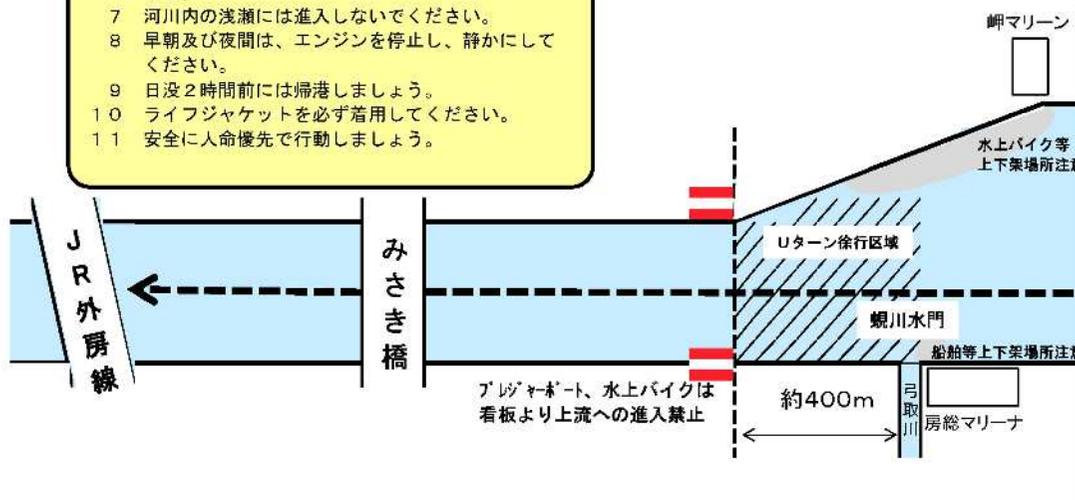
- 1 カヌーやローボート等と行き合う場合には、近づかないで、必ず最徐行してください。
- 2 河口付近では、サーファーエリアに進入しないで航路を通過してください。
- 3 河口付近では、三角波が発生しますので、滞留せず速やかに航行してください。
- 4 釣り人・サーファーとのトラブルにならないように譲り合ってください。
- 5 ボート等の上下架場所付近では、暴走・急旋回禁止、曳波を立てないように、デッドスローにて通過してください。
- 6 蜷川水門から進入禁止看板までの間は、Uターンのための徐行区域です。曳波を立てない程度に航行し、進入禁止看板より上流には、絶対に入らないでください。
- 7 河川内の浅瀬には進入しないでください。
- 8 早期及び夜間は、エンジンを停止し、静かにしてください。
- 9 日没2時間前には帰港しましょう。
- 10 ライフジャケットを必ず着用してください。
- 11 安全に人命優先で行動しましょう。

水遊び、サーフィン、釣り等其他利用の皆さんへ

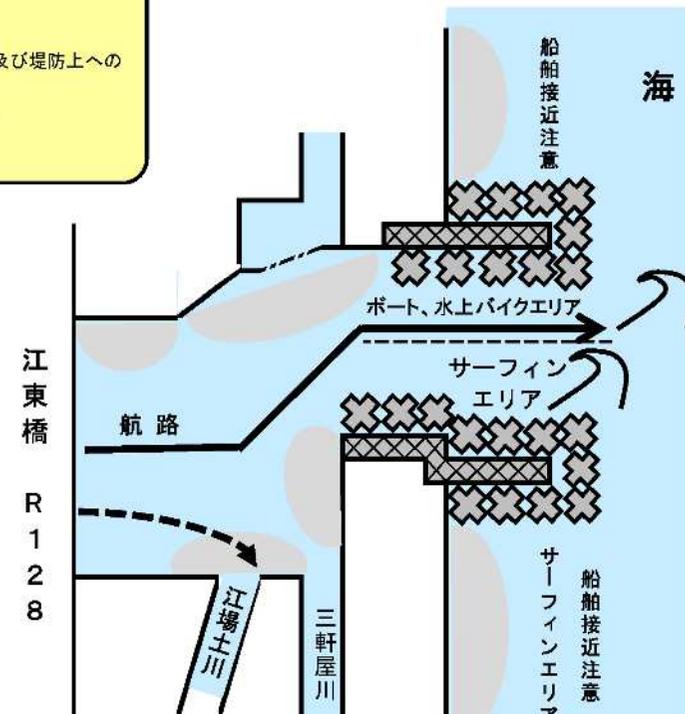
- 1 たばこや空缶、釣針・釣り餌等の投げ捨て禁止。ゴミは必ず各自で持ち帰ってください。
- 2 近隣住民や他の利用者の迷惑になるような騒音は出さないでください。
- 3 特に午前7時前、午後8時以降は、静かにしてください。
- 4 バキューは直火で絶対行わないでください。
- 5 火元に十分気をつけてください。
- 6 子供から目を離さないようにしましょう。
- 7 自動車及びバイクは、周辺道路への違法駐車及び堤防上への乗入れや駐車はしないでください。
- 8 消波ブロック及び導流堤付近は大変危険です。絶対に、立ち入らないでください。

<凡例>

- ✕ 消波ブロック
- ▨ 導流堤
- 浅瀬
- ↷ 三角波
- ↔ カヌー練習区間
- モーターボート等
- 進入禁止看板



←夷隅川 上流側



夷隅川 河口側→

提供：千葉県国土整備部